

○岡山県後期高齢者医療広域連合職員の人事異動発令通知に関する規程

平成19年2月1日

広域連合訓令第3号

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する一般職の職員の任用等に係る人事異動発令通知（以下「通知」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(通知)

第2条 通知は、辞令書（別記様式）を手交することによる。ただし、広域連合長が必要と認めた場合は、電磁的通知等異なる方法で行うことができる。

(記載事項等)

第3条 辞令書の記載事項及び記入要領は、次に定めるところによる。

- (1) 職名 岡山県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成20年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第6号）に定める職の名を記入する。
- (2) 氏名 異動に係る者の氏名を記入する。
- (3) 異動内容 異動の内容に応じ、別表に定める発令形式を記入する。
- (4) 日付 異動の発令年月日（以下「発令日」という。）を記入する。
- (5) 任命権者 任命権者の組織上の名称及び氏名を記入し、職印を押す。

第4条 同一の職員の発令日を同じくする2つ以上の異動の発令をするときは、1つの辞令書によることができる。この場合において、これらの異動の内容を併せて記入するものとする。

第5条 広域連合長は、辞令書によらないことを適当と認める場合は、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から平成19年3月31日までの間において、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。

附 則（平成20年4月1日広域連合訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日広域連合訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

異 動 の 種 類		異動用語記入方法
種 類	意 味	
1 併 任	他の任命権者に属する職員をその職にあるままで当該機関の職員に任命する場合をいう。	〇〇に併任する 例 1 「岡山県後期高齢者医療広域連合職員に併任する 〇〇課主事（又は何々）を命ずる」
2 兼職又は事務取扱	一の又はそれ以上の職にある職員をその職にあるままで更に他の職につける場合をいう。 この場合において、一の職にあるときは兼務、それ以上の職にあるときは事務取扱という。	〇〇を命ずる。 例 1 「〇〇課長（〇〇係長）兼務（事務取扱）を命ずる」 2 「〇〇課（〇〇担当）兼務を命ずる」
3 配 置 換	職名の変更を伴わないで職員に勤務場所の変更その他その職務の担当の変更を命ずる場合をいう。	〇〇を命ずる 例 1 「〇〇課長（〇〇課〇〇係長）を命ずる」 2 「〇〇課主事（又は何々）を命ずる」
4 休 職	地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)法第28条第2項の規定により休職にする場合をいう。	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで休職を命ずる
5 休職更新	法第28条第2項の規定による休職の期間を更新する場合をいう。	休職の期間を〇年〇月〇日まで更新する
6 復 職	法第28条第2項の規定により休職している職員を復職させる場合をいう。	職務に復帰を命ずる
7 兼職又は事務取扱解除	兼職又は事務取扱中の職員の兼ねている職を解除する場合をいう。	〇〇の兼務（事務取扱）を免ずる 例 1 「〇〇課長の兼務（事務取扱）を免ずる」 2 「〇〇課の兼務（〇〇担当）を免ずる」
8 併任解除	併任中の職員の併任している職を解除する場合をいう。	〇〇の併任を免ずる

別記様式（第3条関係）

辞 令	
	(氏 名)
(異動内容)	
年 月 日	
任命権者 印	

(注) 辞令書の記載については、次によるものとする。

- 1 「氏名」の欄には、職員の氏名を記入する。
- 2 「異動内容」の欄
 - (1) 異動の内容を記入する。
 - (2) 2以上の異動を同時に行う場合においては、当該異動の内容を併せて記入する。
- 3 「年月日」及び「任命権者」の欄には、当該人事異動の発令年月日及び任命権者の職氏名を記入し、辞令書として手交するものに限り職印を押す。